

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	Kollectパートナーズ法律事務所 弁護士 渥美 優子
【住所又は本店所在地】	東京都渋谷区代々木1-47-9 ザ・パークレックス代々木2階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2023年2月1日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	千葉興業銀行
証券コード	8337
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	アリアケ・マスター・ファンド（Ariake Master Fund）
住所又は本店所在地	ハーニーズ・フィディシャリー（ケイマン）リミテッド 4階、ハーパープレイス、サウスチャーチストリート103、私書箱10240、グランドケイマン KY1-1002、ケイマン諸島
事務上の連絡先及び担当者名	〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-47-9 ザ・パークレックス代々木2階 Kollectパートナーズ法律事務所 弁護士 渥美 優子
電話番号	03-3370-2521

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ありあけキャピタル株式会社
住所又は本店所在地	東京都中央区日本橋兜町 8 番 1 号
事務上の連絡先及び担当者名	〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-47-9 ザ・パークレックス代々木2階 Kollectパートナーズ法律事務所 弁護士 渥美 優子
電話番号	03-3370-2521

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	2023年1月10日
訂正箇所	添付書類追加

(訂正前)

【表紙】

【提出書類】

大量保有報告書

(訂正後)

【表紙】

【提出書類】

変更報告書